

議案第68号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

まちづくり企画監	月額 100,000円
行政改革推進委員会委員	年額 5,000円

」

を

「

まちづくり企画監	月額 100,000円
シティプロモーション・アドバイザー	同 50,000円
情報企画監	同 100,000円
行政改革推進委員会委員	年額 5,000円

」

に、

「

明るい地域づくり功労賞表彰選考委員会委員	同 6,400円
特別職報酬等審議会委員	同 6,400円

」

を

「

明るい地域づくり功労賞表彰選考委員会委員	同 6,400円
市制施行記念事業準備委員会委員	同 6,400円
特別職報酬等審議会委員	同 6,400円

」

に、

「

地域福祉計画策定委員会委員	同 6,400円
地域自立支援協議会委員	同 6,400円

」

を

「

地域福祉計画策定委員会委員	同 6,400円
障害者福祉計画策定委員会委員	同 6,400円
地域自立支援協議会委員	同 6,400円

」

に、

「

子育て環境づくり推進会議委員	日額 6,400円
要保護児童対策地域協議会代表者会議委員	同 6,400円

」

を

「

子育て環境づくり推進会議委員	日額 6,400円
子ども・子育て会議委員	同 6,400円
要保護児童対策地域協議会代表者会議委員	同 6,400円

」

に、

「

大田原市立小中学校再編整備検討委員会委員	同 6,400円
教育相談員	月額 175,000円

」

を

「

大田原市立小中学校再編整備検討委員会委員	同 6,400円
大田原市立小中学校建設検討委員会委員	同 6,400円
教育相談員	月額 175,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。